

別表第 1

(1) 浄化等処理施設

		洗 浄 処 理	熱 系 処 理	化学系 処 理	生 物 処 理	溶 融 処 理	不溶化 処 理
大 気	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		○	△		○	
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		○	△		○	
	粉じん等		○	△		○	
	塩化水素		○	△		○	
	ダイオキシン類		○	△		○	
	その他必要な項目		○	○	○	○	△
水 質	BOD (生物化学的酸素要求量) 又は COD (化学的酸素要求量)	○	△	△	△	△	○
	SS (浮遊物質) 量)	○	△	△	△	△	○
	ダイオキシン類		△	△		△	
	その他必要な項目	○	△	△	△	△	○
騒 音	騒音レベル	○	○	○	○	○	○
振 動	振動レベル	○	○	○	○	○	○
悪 臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数 (臭気濃度) 又は 臭気強度	○	○	○	○	○	○
汚染土壌運搬車両の走行に係る二酸化窒素、粉じん、騒音 レベル及び振動レベル		○	○	○	○	○	○

(2) セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設及び自然由来等土壌  
利用施設

		セメント 製造施設	埋 立 処 理 施 設	分別等 処 理 施 設	自然由来等土壌 利用施設
大 気	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○		△	
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○		△	
	粉じん等	○	○	○	○
	塩化水素	○		△	
	ダイオキシン類	○		△	
	その他必要な項目	○		△	
水 質	BOD (生物化学的酸素要求量) 又は COD (化学的酸素要求量)	△	○	△	△
	SS (浮遊物質) 量)	△	○	△	△
	ダイオキシン類	△			
	その他必要な項目	△	○	△	△
騒 音	騒音レベル	○	○	○	○
振 動	振動レベル	○	○	○	○
悪 臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数 (臭気濃度) 又は 臭気強度	○	○	○	○
汚染土壌運搬車両の走行に係る二酸化窒素、粉じん、騒音 レベル及び振動レベル		○	○	○	○

注1) 粉じん等：粉じん、ばいじん及び浮遊粒子状物質の中で、当該施設によって周辺環境への影響が懸念される項目

注2) 其他必要な項目：特定有害物質の他、水質については窒素・磷など、当該施設によって周辺環境への影響が懸念される項目

注3) △：大気又は水を排出する場合に実施

## 別表第2（第4条関係）

No	項目	該当する処理業省令
①	事業経営計画概要書	第2条第2項第1号
②	施設配置図等	第2条第2項第2号
③	構造を明らかにする図面及び設計計算書	第2条第2項第3号
④	汚染土壌の処理工程図	第2条第2項第6号
⑤	所有権等を有することを証する書類	第2条第2項第7号
⑥	技術的能力を説明する書類	第2条第2項第11号
⑦	法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	第2条第2項第15号
⑧	汚水・排出水処理計画書	第2条第2項第21、22号
⑨	排出水の水質の測定方法	第2条第2項第23号
⑩	地下水の水質の測定方法	第2条第2項第24号
⑪	飛散等及び地下浸透等の防止計画書	第2条第2項第25、26、27号
⑫	大気有害物質排出・処理・測定計画書	第2条第2項第28号
⑬	生活環境影響調査書	

### <留意事項>

(1) 「処理業省令」とは、汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）である。

(2) 書類の記載等については、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号土壌環境課長通知）」及び「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」に準じること。

## 別表第3（第6条第2項関係）

第6条第2項に定める周辺住民等の範囲等は次の範囲を基本とするものとする。

周辺住民等の範囲
(1) 汚染土壌処理施設の設置の場所をその区域に含む自治会等及び当該自治会等に隣接する自治会等の住民等
(2) 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた区域の住民等（生活環境影響調査において影響があるとされている区域）